

「未来へつなぐ環境保全型農業の推進」

下都賀農業振興事務所経営普及部

県実施方針の重点取組事項 「呼び込む・拓く」

1 取組の背景・ねらい

持続可能な農業の実現のためには、環境負荷の低減、安全・安心な農産物の生産、労働安全性の確保が重要です。GAP はこれらの課題解決が期待できることから、個人による取組の他、産地の信頼と継続性を維持するために、部会単位での取組を推進する必要があります。下都賀地域では、令和2年までに、管内の全いちご生産者が GAP に取り組みましたが、農場点検・改善を実施した JA 生産部会は過去5年間で35部会中9部会であり、大半の部会は組織ぐるみの GAP の精度向上の取組に至っていません。併せて、令和4年5月には「栃木県農薬の適正使用による農産物の安全性確保に向けた基本方針」（以下、農薬基本方針）が策定され、生産者や農産物取扱事業者が実施すべき事項や、市町及び県の役割が明確化されました。また、農業分野における環境負荷低減については、令和3年5月、国による「みどりの食料システム戦略」が策定され、化学農薬及び化学肥料の使用量低減や有機農業の面積拡大の目標が示されました。しかし、有機農業の栽培技術は体系化されておらず、自らの技術を確立している有機農業者に直接指導を受けることしか技術習得の場がないことが課題となっています。

そこで、「GAP の精度向上」のため、意欲ある農業者から GAP の取組を始められるよう、生産組織及び個人を支援するほか、直売所組織に対し、農薬適正使用について研修会開催を推進します。また、「みどりの食料システム戦略の推進」のため、小山市有機農業推進協議会と連携し、栃木県有機農業推進アドバイザー等の栽培技術の体系化を目指します。これらの取組により農業の持続性を高め、下都賀地域の農業をこれからの未来につないでいきます。

目標項目	R2実績	R4目標	R4実績	R7目標
【GAP の精度向上】				
GAP の農場点検及び改善が行われる組織	9 組織	11 組織	11 組織	14 組織
個人出荷者等への農場点検実施	1 件	4 件	4 件	7 件
農薬の適正使用研修会の開催	0 回/年	2 回/年	3 回/年	2 回/年
【みどりの食料システム戦略の推進】				
有機農業技術の体系化	0 品目	1 品目	0 品目	1 品目

2 活動対象

(1) 対象名

JA 生産部会、直売所生産部会、農業者・団体等

(2) 対象の概要

JA 生産部会（35 部会中、組織ぐるみの農場点検未実施の 26 部会）、直売所生産部会（19 直売所）、個人出荷者等の農業者、有機農業実践者等

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

ア GAP の精度向上

JA 及び各生産部会役員と連携し、GAP の農場点検を部会ぐるみの取組としました。また、部内の GAP 指導員及び技術担当普及指導員と連携し、個人出荷者等への GAP 取組支援を行いました。さらに、企画振興部と連携し、直売所組織を対象に農薬適正使用の研修会を実施しました。

イ みどりの食料システム戦略の推進

有機水稻栽培技術の体系化を目指し、小山市有機農業推進協議会との連携のもと、有機水稻ほ場の現地調査を行い、調査結果及びデータについては、有機農業推進アドバイザーの協力を得て考察をまとめました。

(2) 活動経過

ア GAP の精度向上

生産部会の大半は GAP チェックシートによる自己点検を実施していますが、実際は各点検項目への理解や取り組み方にばらつきがあります。生産工程管理や安全管理の見直しが部会全体の取組となるよう、部会員同士の相互点検や情報共有による GAP の精度の底上げを目指しました。個人出荷者等に対しては、とちぎ GAP の第三者確認取得のための GAP 指導を実施しました。さらに、農薬基本方針の生産者が実施すべき事項について、JA 広報誌へ掲載するとともに、チラシを作成し生産部会の会合において配布、指導しました（35 回、のべ 830 人）。直売所組織に対しては、当所企画振興部と連携し、19 組織の農産物取扱事業者に対し農薬基本方針のルールについて周知するとともに、直売所組織が開催する研修会において、生産者へ農薬適正使用を直接指導しました。

イ みどりの食料システム戦略の推進

小山市有機農業推進協議会と連携し、3名の市内有機水稻新規栽培者の現地の栽培状況を確認しました。また、有機農業推進アドバイザーの協力を得て、ほ場調査や抑草等の栽培技術の情報収集を行いました。

4 活動の結果

(1) GAP の精度向上

ア 組織ぐるみの取組による GAP 精度の向上

部会役員や関係者と協議を重ね、JA おやま梨部会及び JA しもつけニラ部会において、代表者による農場点検を実施したところ、いずれも改善すべき点が確認されました。その後、改善結果を含めた点検内容を部会員に共有しました。JA しもつけ苺部会栃木支部及び都賀支部では、当所いちご担当や JA 営農指導員による GAP 指導のもと、取組確認が全生産者

(計 94 戸)において実施され、とちぎ GAP の第三者確認の団体申請の確認証交付を受けることができました。

イ 個人出荷者等によるとちぎ GAP 第三者確認の実施

意欲ある農業者に対し農場点検を支援したところ、令和 3 年度 1 名、令和 4 年度 2 名が新規にとちぎ GAP の第三者確認を申請し、確認証交付を受けました。過去に確認証交付を受けた 1 名も継続的に点検を行い、管内で 4 名が第三者による GAP の取組の評価を受けています。

ウ 直売所組織への農薬適正使用ルールの周知

農産物取扱事業者である直売所組織に対し、農薬基本方針の周知活動を行ったところ、2 組織が農薬適正使用に係る研修会開催意向を示しました。全直売所組織を対象とした農産物の安全・安心対策研修会と併せて、3 回の研修会を開催しました。

(2) 水稲における有機栽培技術の可視化

有機農業推進アドバイザーが栽培する水稲ほ場の調査結果、及び水管理や抑草技術の聞き取り調査結果は、有機水稲の栽培に取り組んで間もない生産者が今後参考となるように技術資料としてとりまとめ、令和 4 年度の新規栽培者（3 名）のほか、令和 5 年度から取組開始を目指す水稲栽培者（2 名）に提供しました。また、ほ場調査の結果は、小山市有機農業推進協議会主催の研修会においても情報提供を行いました。

5 今後の対応策

(1) 組織ぐるみの GAP 精度向上の実施拡大

JA 生産部会のうち農場点検未実施の部会や、GAP チェックシートの未整備の部会に働きかけ、生産部会の意向や取組レベルに応じて、少しずつでも向上できるよう支援します。農産物直売所に対して農薬適正使用研修会の開催を推進し、これを足掛かりに GAP への理解促進を図ります。

(2) 水稲有機栽培技術の体系化

小山市は令和 4 年度にオーガニックビレッジ宣言をしており、有機農業に取り組む生産者と面積の拡大を目指しています。有機農業推進アドバイザーの栽培技術について可視化した情報をもとに、水稲実証展示ほを設置し、普及性の評価及び技術の体系化を図ることにより、有機水稲栽培に新規に取り組む生産者の取組拡大につなげます。

(3) とちぎグリーン農業の推進

令和 4 年 7 月に施行されたみどりの食料システム法に基づき、令和 5 年 3 月に県及び市町共同の基本計画として「とちぎグリーン農業推進方針」（以下、推進方針）が策定されました。推進方針では、これまで取り組んできた環境保全型農業の取組を包括しながら、収益性の向上との両立を目指しています。とちぎグリーン農業の具体的な推進方策として、環境負荷低減技術の導入促進及びみどり認定の推進、有機農業取組面積の拡大、市町によるグリーン農業推進協議会の設立やオーガニックビレッジ宣言の支援に取り組みます。